

早稲田大学 博士(文学) 学位申請 論文概要書

題 名：清代文書資料の研究

提出者氏名：加藤直人

本博士学位請求論文は、中国清代の文書資料について、その歴史的な変遷、特徴について考察したものである。

清代の文書資料の特徴のひとつとして、清朝の「国語」である満洲語文書が多く存在することである。従来、満洲語文書については、清朝の中原進出以前すなわち 1644 年以前の研究に多く用いられてきた。請求者も、それら研究の代表的な史料である「(内)国史院檔」等について検討を加えている。しかしながら、清朝の中原進出以後においても、「国語」満洲語は、通信、記録手段として幅広く用いられ、清朝の統治・支配貫徹にきわめて有効に機能していた。

18 世紀前半、第 5 代雍正帝の時代は、「奏摺政治」と呼ばれるほど統治政策決定過程において「文書」が用いられたが、その際も数多くの満洲語文書が流通した。この時期の文書制度に関する研究はきわめて多く、筆者も台北・国立故宫博物院所蔵の満漢文檔案を利用していくつかの研究を公にしている。それにひきかえ、乾隆帝以降の文書資料に係わる研究はそれほど多くない。とくに満洲語文書については、満洲語自体が衰退し、清末には「過去の遺物」となったというような認識さえみられる。しかしながら、19 世紀中葉以降にいたってもなお、厖大な数の満洲語文書が流通し、それが清朝の人民統治・支配貫徹に重要な役割を果たしていたのである。

18 世紀以降に拡大した清朝の「辺疆」には、基本的に満洲、蒙古、そして漢軍旗人（「満缺」）がその支配組織の中心として活躍した。清末に例外的に「漢缺」が起用される例はあるものの、基本的に「將軍」「參贊大臣」「辦事大臣」「都統」「副都統」「城守尉」等の職は「満缺」が任命された。そして、それらの地からもたらされる奏疏類は、内容にもよるが、多く満洲語で記されていた。一方「中央」においても「満缺」に係わる官署、たとえば各旗都統衙門、そして「内務府」関係（たとえば「掌儀司」）等、中央官庁の一部においても、多く満洲語による文書の作成が行われていた。また「旗人」とくに八旗満洲の各都統衙門においても日常的に満洲語文書のやりとりがなされていた。東洋文庫には、鑲紅旗満洲都統衙門の文書群「鑲紅旗満洲衙門檔案」が所蔵されているが、それをみても、19 世紀以降、いや清末にいたっても、旗人たちの職位承襲に関わる文書、系図等に、満洲語文書の占める割合がきわめて大きかったことがわかる。そして、これらの満洲語文書の存在は、その種類、厖大な

数量からみて、単に「辺疆」あるいは「内務府」または「旗人」の特殊事例として例外化することはできない。

たとえば、軍機處では、京旗、駐防の旗人、また「辺疆」の官員の担当は、満洲章京であった。そのために文書作成には「清字」(満洲語)が基本的に用いられたのである。すなわち、すくなくとも清末にいたるまで、満洲語は情報伝達の手段として生き続けたのであり、また、それを可能にする文書システムが清朝には存在したのである。

それではなぜ清末にいたるまで、このように多くの満洲語文書が流通し、かつ機能していたのであろうか。この理由をあきらかにするためには、政務遂行上必要な「言語」としての満洲語の位置、また漢語文書との関係を正確にとらえる必要がある。すなわち、乾隆中期以降の満洲語文書の存在を、単に「満缺」等に属する人々の「義務的な所産」として矮小化して捉えるのではなく、外交、藩部関係、「辺疆」政策、旗務、旗人生計等、清朝の基本構造に係わる場面に登場する満洲語文書のもつ意味について、漢語資料との関係をも含め具体的な検討を加えていく必要があろう。

本論文では、これら清朝における文書資料の特質を大きく分けて三つの側面から検討した。ひとつは、清朝において、満洲語だけでなく漢文を含めた各種言語で記された「文書」が、どのように出現し、かつ歴史的に展開してきたのか、またそれらの「文書」によって編纂された「史書」はどのような性格を有するものかというものである。

もうひとつは、19世紀以降に作成された清代の文書資料の特徴に関する検討である。ここでは、天理大学附属天理図書館(以下「天理図書館」)に所蔵されるいわゆる「辺疆」檔案をもとに、清朝文書の変遷、とくにいわゆる「辺疆」地区における清末の満洲語文書のもつ特徴、そしてその意味について考察するものである。

そして、もうひとつの側面は、清代の宮中、また旗人間といった空間で作成されたさまざまなかたちの文書に関する検討である。具体的には、清代「史書」の編纂過程において利用された文書、「宮中儀礼」に係わる檔案類、そして「旗人」の入植に関する資料、また特殊事例として、清末に提出された満洲語「直訴文」等についても触れた。

本学位請求論文は、その内容にしたがい、以下の三部から構成される。

a 第一部

第一部は、清朝における文書制度の歴史的な展開と「史書」の編纂に関する研究である。

第1節で述べた問題を理解するためには、まず、それらの制度が登場した中原進出以前の清朝文書制度について知る必要がある。清初(後金を含む)、すなわち太祖ヌルハチ、太宗ホンタイジ時代、明および朝鮮、そしてモンゴル系諸勢力との間の外交文書の作成等に携わった人々については、すでに数多くの研究蓄積がある。ただ、これら先学の研究は、いずれも公文書の作成、史書の編纂、古典や法典、正史の翻訳などにかかわる人物、また

はその業績に係わるものであり、日常の出来事に関する記録およびその業務がいかに行われていたのかについてはいまだその検討が及んでいないのが現状である。とくに清朝独自の満洲語文書の存在については、清初とくに太宗時代において、文書記録・保管組織との関わりのなかで捉えられたことがない。すなわち、現在残されている満洲語資料がいかなるかたちで、また理由で作成され、またそれを利用してなにがなされてきたのか、という基本的な問題について、いまだ充分な検討が加えられておらず、どの組織・機関がそれら文書を作成したのかという根本部分すらも、正確に理解されているとはいえない。

第1章は、入閏前、太祖、太宗時代に清朝で作成された文書、史書に関する研究を、学説史的な整理をおこない、その成果と課題について指摘したものである。現在、筆者をはじめとして、研究者は「満文原檔」、満漢文の太祖および太宗各種実録はもちろんのこと、それら実録の稿本のひとつとも考えられる内国史院満文檔冊等、20年前では考えられなかつた「原典」史料をもとに考察することが可能となった。これらあらたに利用が可能となった史料についても、その紹介と検討を加えた。

第2章は、ホンタイジ即位当初よりみられる八旗の旗色を一にする二旗が輪番で諸事を記録した「八旗值月檔」について論じたものである。記載内容は多岐にわたるが、現在みることのできるその代表的な存在「天聰五年檔」から判断すると、ハンの起居をはじめとする日々の記録が、当直の旗の官員によってなされていたことがわかる。筆者は、今までのところ、太宗即位直後の天命十一年(1626)から天聰六年(1632)までの分を確認している。本章では、二旗当直制度と太宗初期には成立していたと考えられる「bithei boo 書房(文館)」との関わりについても触れた。

第3章は、中国第一歴史檔案館に所蔵される「逃人檔」を検討し、清初史研究の基本史料「満文原檔」の編纂過程についても論じたものである。「逃人檔」は、いわゆる「八旗值月檔」で、後金から外地へ、外地から後金へ逃れてきた人々に関する、天命十一年から天聰四年までの記録である。「逃人檔」所載の記事は、そのほとんどが他の記録にみられないものであるが、なかでも重要なのは「満文原檔」作成の際にその資料とされた記事が存在することである。今まで、清初史研究の根本史料「満文原檔」がどのような資料をもとに作成されていたのかという問題については、まったく不明であった。本論文は「満文原檔」作成の一過程を、この原典「逃人檔」と比較しながら検討した。

b 第二部

第二部は、19世紀以降における清朝文書制度の展開に関する研究である。具体的には、天理大学附属天理図書館(以下、天理図書館)所蔵の満・漢文檔冊を材料として考察を行った。同図書館には、15件の「檔冊」が保存されているが、本論文で検討を加えたのは、19世紀後半の日付を有する清朝「新疆」統治の中心地イリ関係の檔冊が2件、モンゴル・ハルハの西部ホブド、東北の吉林で参贊大臣、將軍をつとめたグキン(固慶、Gūking)の奏摺を

収めた「wesimbure bukdari jise(奏摺稿)」(道光十八年(1838)から咸豐元年(1851)まで)が1件の計3件である。これら19世紀中葉の檔冊は、いずれも原檔案から抄写されたもので、実際に通行した「原典」ではないが、当時の清朝「辺疆」經營をあきらかにする上で貴重な資料といえよう。第二部では各章末に「文書一覧」を附し、この時代、どのような種類の満・漢文檔案が流通していたのかがわかるように配慮した。

第1章は、天理図書館所蔵の「伊犁奏摺稿檔」と表題された檔冊について検討を加えたものである。本檔冊は、咸豐四年(1854)三月から同五年四月にいたる、伊犁將軍イシャン(奕山, Išan)、伊犁參贊大臣トゥジャブ(圖伽布, Tujabu)の満・漢文奏摺(そのほとんどが二人による合奏)を収めている。本章では、財政が逼迫する新疆における諸施策とその影響、とくに「大錢」鑄造問題、現地遣犯(流刑人)と当時本土で展開されていた「会匪」たちとの関係、そして「越境」問題の取扱い等について検討を加えた。

第2章は、同じく天理図書館所蔵の「伊犁奏摺」と表題された檔冊について検討を加えたものである。本檔冊に収められた対露外交文書(伊犁將軍營務處とロシア西シベリア総督府間)は、当時の外交の生の声を伝えており、きわめて重要であるが、なかでも特筆すべきは、この両者の間では「満洲語」を用いた交渉がおこなわれていた点である。19世紀中葉以降の「満洲語」の存在意義がここにひとつ存在すると考えてよい。また、同檔冊には1857年に起こったワリー・ハーンの「聖戦」に関わる記事が収められており、それらは、編纂史料を利用した従来の研究の誤りをただすものとして貴重である。

第3章は、同じく天理図書館所蔵の「wesimbure bukdari jise 奏摺稿」と表題された檔冊について考察したものである。本檔冊は、科布多參贊大臣、そしてのちに吉林將軍をつとめたグキンの満・漢文奏摺を収めたものである。第1章、第2章は「新疆」に関する檔冊であったが、この「wesimbure bukdari jise 奏摺稿」は、19世紀前半から中葉にわたるモンゴル、東北に関する檔案である。本章では、それらの檔案のうち、グキンがモンゴルのハルハ西部に位置するホブドで參贊大臣をつとめた時代の奏摺を利用して、モンゴル・ハルハ西部地方ホブドにおける当時の駐防兵たちの生活の管理、また、当地のラマがフレー(庫倫)のジェブツンダンバ・ホトクトに会いに行く際に、執照の発給、フレーに対して同地におけるラマの監視を依頼するといった仏僧関連「業務」の実態、そして、当時起こった所轄のトルグート王公に関する管理問題等について考察した。

c 第三部

第二部においては、19世紀以降のいわゆる「辺疆」に関する清朝文書資料とそれから理解される当時の現地における状況について論じた。第三部では、入閑後の宮中、旗人といった空間で作成されたさまざまな文書のなかで、満洲語による文書を含めた清朝文書資料の「多様性」について考察を加えた。まず「史書」としての性格を有する「政書」である「起居注冊」について、次いで「宮中」関係文書の代表として、宮中儀礼を司る「掌儀司」の檔案と

皇后冊立儀礼とそれに関わる問題について考察した。次に、乾隆以後、19世紀初頭から中葉にかけておこなわれた双城堡(現黒龍江省双城市)の屯墾について、それに関わる満洲語、漢語檔案、そしてその実務あたった人物による記録(撰者自らが係わった公文書の摘録)を分析した。そして最後に、19世紀末に清朝の「辺民」たちが暮らす大興安嶺地区から京城に赴いて提出した「直訴状」をもとに、当時の「辺民」たちが抱えていた諸矛盾について検討を加えた。この「訴状」は、もちろん公的な手続きを踏んだ「文書」ではなく「私的」な性格を有するものであるが、清末、大興安嶺周辺に暮らす現地人官人(ダグ(ウ)一ル人の副総管)が、満洲語で記したものであり、当時の「辺民」の声を伝えるものとしてきわめて貴重な資料である。

第1章は、清代起居注の歴史について論じたものである。清朝では、太祖時代から、ハンの言・行については記録がなされてきたが、歴代中国王朝の制度としての「起居注」の創設は、康熙十年であり、同年九月・十月分から作成がはじまった。起居注冊には満・漢文が存在するが、その両本の比較、草本からみた起居注の編纂過程、乾隆太上皇帝起居注と嘉慶起居注、そして起居注の衰退にいたるまで、清代起居注制度の全般をはじめてあきらかにした論考である。なお、清代の起居注は、乾隆三十年代後半まで、その満文表題を「ilire tere be ejehe dangse 起居を記した檔子」とされており、編纂された「史書」とはいえ、18世紀後半まで、その性格は「檔案」としての意識をもたれていたものであった。

第2章は、嘉慶帝即位にともなう皇后、貴妃、妃、嬪等の冊立・冊封の次第について、東洋文庫に所蔵されるこのときの式典進行を担当した掌儀司の満・漢文檔冊を利用して、その準備、当日の進行次第等について論じたものである。冊立、冊封式典では、冊文等の読み上げ、進行の号令を満洲語で行う必要があり、満洲語のできる女官が必要であった。当時、在京の旗人ばかりでなく東三省まで声をかけたが、式直前でも、満洲語のできる女官は、わずか二人しかいないという状況であった。乾隆末年における女性を含めた旗人一般の満洲語保持の状況を知る上で、生のきわめて貴重な資料ということができよう。

第3章は、困窮旗人対策として実施された双城堡屯墾の実態と、咸豐元年の副都統職銜総管設置問題について論じたものである。南京大学図書館には、この双城堡屯田を指導した王履泰なる人物が編んだ同地屯田関係檔案資料集(いずれも漢文)が残されている。この『双城堡屯田紀略』を用いて、該地屯墾の概要と問題点について検討した。その結果、当初より同地では入植旗人たちによる、いわゆる「自治」的な管理がみとめられていたが、やがて入植後30年もたつと、さまざまな矛盾が露呈していたことがあきらかとになった。咸豐元年に吉林將軍として着任したグキンは、この問題を解決するために、双城堡に公缺の副都統職銜総管設置を決めた。この事実は、本論文第二部第3章で紹介した天理図書館所蔵『wesimbure bukdari jise 奏摺稿』所収の檔案を利用することによりあきらかとなった。

第4章は、19世紀末、ロシアの進出と条約の締結により、その行動範囲が制限された

オロチョン人とそれを管理するブトハの人々との関係について検討を加えたものである。その材料となったのは、筆者自身が 1992 年に内蒙古自治区莫力達瓦達斡爾族自治旗図書館で見出した同地の布特哈総管衙門副総管ボドロ(博多羅、Bodoro)が京師に赴いて「直訴」した際に提出した満洲語の訴状である。ブトハに暮らすソロン人(エベンキ人)たちの満洲語習得とその文化については別に触れたことがあるが、この訴状(「私的」な「文書」)をもとに、清末の大興安嶺地区に暮らす人々が有していた矛盾、ひいては清朝の支配体制の問題について論じたものである。

本論文では、清代における文書史料の特質とくに満洲語で記された文書について検討を加えた。その結果は以下のとおりである。

清朝(後金)では、太宗ホンタイジ即位のころより八旗のうち旗色を一にする二旗が政事を記録するシステムが成立し、日々の出来事を満洲語で記録した。また、書房(bithei boo、文館)では、漢文古典籍・史書の翻訳とともに、文書記録保存、ならびに史書の作成が行われていた。すなわち、太宗時代では、文書ならびに記録等は基本的に満洲語を中心として展開されていたのであり、朝鮮、明との往来においては、漢語が用いられていた。

入閣後、「漢缺」(漢人官人)の増大に伴い、漢文文書の数量が飛躍的に増えたが、その反面、「辺疆」「内務府」「旗衙門」といった空間に勤務する「満缺」には、満洲語による文書作成が種類によって義務づけられていたので、清末にいたるまでかなりの数の満洲語文書が往来した。しかしながら満洲語による文書作成は、これら「満缺」以外にも、たとえば本論文第二部第 2 章で触れたように、対露交渉の基本的な通信ツールとして、また第三部第 4 章で述べたとおり、満洲語を「教養」として受け入れた大興安嶺地区の人々にとっては、基本的な伝達手段として用いられたのであり、清末まで生き続けたのである。

なお、「附篇」として論文末に付したものは、第一部第 3 章で紹介した「逃人檔」の和訳である。漢語による一部翻訳はあったが、全文のローマナ化と翻訳は本訳が最初である。